

構造計算適合性判定業務規程認可基準

平成 27 年 5 月 1 日制定

令和 6 年 3 月 27 日改定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の 12 第 1 項に規定する構造計算適合性判定業務規程の認可（同項に規定する変更に係る場合を含む。）は、当該認可の申請に係る構造計算適合性判定業務規程が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。

第 1 章 構造計算適合性判定業務規程に記載する事項

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）第 31 条の 9 各号に掲げる業務規程に記載すべき事項ごとに、それぞれ次に掲げる要件に適合しているものであること。

1. 判定の業務を行う時間及び休日に関する事項

- (1) 休日を定める場合はその休日が明確に定められていること。
- (2) 業務を実施する時間が明確に定められていること。
- (3) 業務を実施する日及び時間が、判定を申請する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。

2. 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項

- (1) 全ての事務所の所在地が定められていること。
- (2) 全ての事務所について業務を行う区域が明確に定められていること。

3. 判定の業務の範囲に関する事項

- (1) 業務の範囲を限定する場合には、その内容が明確に定められていること。
- (2) 業務の範囲について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表することが定められていること。
- (3) 機関は、法第 77 条の 35 の 4 第 6 号又は指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成 27 年 3 月 2 日国住指第 4539 号。以下「準則」という。）第 3 第 3 号若しくは第 4 号に該当する建築物について、その判定を行わないことが定められていること。

4. 判定の業務の実施方法に関する事項

- (1) 法令を遵守し業務を行うことが定められていること。
- (2) 事業年度ごとに業務の実施に関する方針を定めることが定められていること。
- (3) 判定の業務の実施に必要な全ての事項について文書として定め、職員に周知し実施させることが定められていること。
- (4) 法令の改正、国土交通大臣、都道府県知事及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を保存し、職員に周知・徹底することが定められていること。
- (5) 法令の解釈等について明確に判断するための根拠資料に基づき審査することが定められるとともに、その資料だけでは明確に判断できない場合の対応方法が定められていること。
- (6) 判定の申請に必要な図書及び書類、その様式、提出部数及び提出方法が定められていること。

と。

- (7) 法第 77 条の 35 の 4 第 6 号又は準則第 3 第 3 号若しくは第 4 号に該当する建築物であるかどうかの確認方法が定められていること。
- (8) 法第 77 条の 35 の 4 第 6 号又は準則第 3 第 4 号に該当する指定確認検査機関について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表することが定められていること。
- (9) 業務を引き受ける条件に合致しない業務を引き受けない場合の手続が定められていること。
- (10) 業務を引き受ける場合の手続が定められていること。
- (11) 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関が審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときの当該事項の通知の手続が定められていること。
- (12) 役員又は職員が指定機関省令第 31 条の 11 第 1 項に規定する図書又は書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出す場合に、当該図書又は書類の所在、持ち出す者及び持ち出す目的並びに持ち帰ったことを把握できる方法が定められていること。
- (13) 適合判定通知書、適合しない旨の通知書及び適合するかどうか決定することができない旨の通知書の交付の方法が定められていること。
- (14) 判定の申請に係る計画の変更及び判定の申請の取り下げに係る取扱いが定められていること。

5. 判定に係る手数料の収納の方法に関する事項

- (1) 手数料の収納方法が定められていること。
- (2) 手数料の納入に要する費用を負担する者が定められていること。
- (3) 手数料の増額又は減額を行う場合には、申請者にその理由と時期をあらかじめ周知することが定められていること。
- (4) 判定の業務の不履行、判定に係る申請の取り下げその他の事由が生じた場合の手数料の取扱が定められていること。

6. 構造計算適合性判定員の選任及び解任に関する事項

- (1) 選任する構造計算適合性判定員の人数が定められていること。
- (2) 選任する構造計算適合性判定員の人数の決定及び変更方法が定められていること。
- (3) 構造計算適合性判定員を解任する場合の要件が定められていること。

7. 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項

役員及び職員並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないことが定められていること。

8. 構造計算適合性判定員の配置に関する事項

- (1) 事務所（本店を含む。）ごとに配置する構造計算適合性判定員の最低人数が定められていること。
- (2) 事務所において、構造計算適合性判定員の一時的な不足により構造計算適合性判定の業務を行うことが困難となった場合の措置が定められていること。

9. 判定の業務の実施体制に関する事項

- (1) 判定の業務を実施する組織体制について定められていること。

- (2) 判定の業務の運営、責任及び権限が定められていること。
- (3) 構造計算適合性判定員は、準則第3第5号に該当する建築物について、判定の業務に従事しないことが定められていること。

10. 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法

- (1) 判定の業務の管理に関する、少なくとも以下の内容を含む規則を定めることが定められていること。
 - イ 判定の業務体制の見直し
 - ロ 判定の業務に関する書類（判定の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）
 - ハ 苦情等処理事務
 - ニ 内部監査
 - ホ 不適格案件（特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）管理
 - ヘ 再発防止措置
- (2) 自律的な業務改善の仕組みの構築及びその方法が定められていること。
- (3) 判定の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第77条の35の14第2項に規定する書類（指定機関省令第31条の11第2項の規定によるファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責任者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。
- (4) 判定の申請件数が事業計画における見込みを上回った場合において、判定の業務を適正に実施することが困難な場合に業務を引き受けないことが定められていること。
- (5) 標準的な業務処理期間を申請者に提示することが定められていること。
- (6) 原則として年1回以上内部監査を実施すること及びその方法が定められていること。
- (7) 不適格案件への適切な対応が定められていること。
- (8) 苦情、審査請求、損害賠償請求への対応が定められていること。

11. 法第77条の35の15各号に掲げる書類の備え置き及び閲覧に関する事項

書類の閲覧の求めに適切に対応するために行う措置（指定機関省令第31条の11の2第6項の規定による規則の策定及び公開に関する事項を含む。）が定められていること。

12. その他判定の業務の実施に関し必要な事項として定めるべき事項

- (1) 構造計算適合性判定業務約款に盛り込む事項が定められていること。
- (2) 指定機関省令第31条の14第1項第1号の規定による引継ぎを円滑に行うため、指定機関省令第31条の12の規定に基づく申請の前に、次に掲げる措置その他必要な措置を講じることが定められていること。
 - イ 引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - ロ 委任都道府県知事ごとに、引き継ぐべきすべての書類を分類し、保存すること。
 - ハ 委任都道府県知事ごとに、引き継ぐべきすべての書類の一覧表を作成し、当該委任都道府県知事に提出すること。
 - ニ 引き継ぐべきすべての書類の委任都道府県知事別の件数及び存否状況並びにロの分類及び保存が完了したことを、機関の指定及び委任をした者に報告すること。

第2章 構造計算適合性判定業務規程の変更を認めない場合

構造計算適合性判定業務規程の変更に係る認可の申請が、当該申請を行った機関に対する法第77条の35の19第2項の規定による判定の業務の全部又は一部の停止の命令期間内になされたもの（当該処分事由に係る是正措置に対応するために行うものを除く。）でないこと。

（附則）

- 1 この基準は、令和六年四月一日から施行する。